

平成23年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成23年9月13日（火曜日）

議事日程第1号

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第61号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第5号））
- 第5 議案第62号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第63号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第64号 八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第65号 八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第66号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第67号 平成23年度八峰町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第68号 平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第69号 平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第70号 平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第71号 平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第72号 平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第73号 平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 発議第6号 決算特別委員会の設置について
- 第18 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第19 議案第74号 平成22年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 2 0 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 8 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 9 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 0 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 1 請願第 1 号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書
- 第 3 2 請願第 2 号 米の先物取引試験上場の中止を求める請願
- 第 3 3 陳情第 3 号 「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書
- 第 3 4 陳情第 4 号 3 0 人以下学級実現を求める意見書採択についての陳情書
- 第 3 5 陳情第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担 2 分の 1 復元」を求める意見書採択についての陳情書
- 第 3 6 陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 3 7 陳情第 7 号 学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書
- 第 3 8 陳情第 8 号 工事入札参加資格制度見直しについての陳情書

---

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長補佐	鈴木正志
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
教育次長	辻正英	生涯学習課長	米森博孝
あきた白神体験センター所長	工藤金悦	産業振興課長	須藤徳雄
農林振興課長	松森尚文	建設課長	武田武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範
学校給食センター所長	木村学		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

---

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成23年9月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町会議規則第117条の規定により、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告いたします。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月30日、9月7日の両日、議長同席のもと議会運営委員会を開き、8月22日付けで議長から諮問のあった平成23年9月八峰町議会定例会の会期、議事日程、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から22日までの10日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から22日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から22日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成23年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、東日本大震災で町の避難所に指定したポンポコ山バンガローに入居していた1世帯4人は、8月24日秋田市に引っ越しされました。現在、町に避難されている人は、5世帯10人となっており、この方々は全て実家や親戚に避難しております。

東日本大震災では特に津波の被害が甚大であったことから、町では7月中旬から海岸近くの自治会を回って役員の方々と津波対策の意見交換を実施してきました。

避難路や避難場所、避難誘導標識、防災無線などの現状や津波ハザードマップ、自治会単位での避難訓練、自主防災組織、要援護者の支援などについていろいろ意見交換し、自治会からは避難路の整備や避難場所の確保などの要望が出され、今後の津波対策に反映させていきたいと考えております。

これまでは、八森地区を中心に意見交換してきましたが、この後、峰浜地区の関係自治会とも話し合いをしていきたいと考えております。

次に、9月1日現在で交通死亡事故ゼロが1,577日続いております。6月16日に1,500日を達成し、秋田県知事より交通死亡事故ゼロ1,500日達成の表彰状と秋田県警察本部長より顕彰を6月30日にいただきました。これも町民の皆様を初め、議員の皆様や関係機関・団体のご協力の賜であり、更に連携を深め、この記録を続けていくよう取り組んでまいります。

なお、秋田県で行っている飲酒運転等住居別実態調査によると、当町では1月から8月末までに4件の酒気帯び運転が発生して、県内25市町村中16位となっております。前年同期より1件減少しているものの残念な結果となっております。

9月21日から始まる秋の全国交通安全運動の重点事項にもなっている飲酒運転の根絶を目指して、警察や交通安全協会の各支部など関係機関と更に連携を深めて取り組みを実施してまいります。

次に、7月31日に開催された能代市山本郡消防競技大会には、小型ポンプ操法の部に町の消防操法大会で上位入賞した消防団4チームが出場し、また、ポンプ車操法の部には2チームが、規律訓練の部には全分団から推薦された団員で構成したチームが出場しましたが、残念ながら上位入賞はなりませんでした。

6月中旬から暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様、ご指導いただきました八峰消防署の皆様のご苦勞に、この場を借りて感謝申し上げます。

次に、新しい事業であります八峰町バス乗車券類購入支援事業について申し上げます。

本事業は、路線バスを日常的、または定期的に利用し、これを主な交通手段とする町民が乗車券類を購入する場合に、費用の一部を補助することによって路線バスの利用促進を図るとともに、利用者の経済的負担の軽減に資することを目的とするものです。

今更言うまでもないことですが、路線バスの状況は大変厳しいものがあります。

路線運営の判断基準の一つとして、乗車密度が挙げられます。乗車密度3人がボーダーラインと言われていますが、岩館線においては、20年度の3.1人から22年度では2.4人まで減少しています。このことは、とりも直さずバス利用者の減少を示すものであり、利用促進を進めて路線の維持に努めなければならない状況にあります。

路線バスとしては、岩館線のほか大久保岱線もあるわけですが、同じような状況にあります。

本事業の実施に当たっては、現在の利用者を確保しながら新たな利用者の掘り起こしに繋げることが重要であり、単に現在の利用者に対する経済的支援に終わらせないことが大事だと考えます。

また、バス料金が経済的負担となり利用を控えている方も少なくないと思います。このような方々に対しては、経済的負担を少しでも減らし、利用回数を増やしていただくなど、安心・安全な公共交通の利用機会を提供することが必要と考えております。

このようなことに対応するため、この度、八峰町バス乗車券類購入支援事業実施要綱を定めたところです。今定例会に関連予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、有償ボランティアが支える地域交通検討会の活動状況について申し上げます。

この検討会は、交通空白地域で十分な輸送サービスが確保できない場合に認められる過疎地有償運送の導入可能性などについて、地域の皆さんと共に考え、行動することを目的として設置したものです。

メンバーは、町と八峰町社会福祉協議会、大信田・埴・横内・仲村の自治会長さんなどで構成しています。

地域の方々の負担にならないように現地開催を基本としながら、皆さんの仕事の合間を縫いながら、これまで6月と8月の2回開催しております。

この検討会に対する町の姿勢について申し上げますと、最初から過疎地有償運送の導入ありきではなく、地域の意向を尊重しながら段階を踏んで地域の取り組みを側面から支援しようとするものです。

第1段階では、過疎地有償運送の実施に当たって最も重要なポイントとなる必要性和地域住民の意向確認についてアンケート調査するとともに、先進地視察研修を行って過疎地有償運送の実施可能性について検討することにしております。

アンケートや検討会の結果、地域の皆さんが「やる必要がない」、「可能性がない」

と判断した場合は、この時点で検討会の活動を終了することにしております。決して町が過疎地有償運送の実施を強要、誘導するものではなく、地域の意向を第一に考えております。

第2段階としては、地域の皆さんが過疎地有償運送をやってみようとした場合には、運営主体や利用者の範囲、運送の範囲など申請に当たって必要となる具体的な事項について、更に突っ込んだ検討をしてみたいと考えております。

検討会の活動は、まだ第一段階の途中にあるわけですが、現在、地域の皆さんを対象にアンケート調査をお願いしております。9月いっぱいを目途にアンケートを回収する予定としておりますので、内容を分析した時点で今後の方向が見えてくるものと考えております。

次に、自治体財政健全化法に基づき、議会への報告並びに住民への公表を行うことになっております健全化判断基準比率の状況について申し上げます。

このたび、秋田県の検収並びに町監査委員の審査を終了しましたので、今定例会に監査委員の意見書を付して報告したところです。

平成22年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四指標並びに公営企業の資金不足比率とも、4年連続して健全域の範囲内となったところです。

内容的には、前年度に引き続き一般会計及び特別会計の全会計において黒字決算となったことから、赤字比率及び資金不足比率が発生しませんでした。

また、公債費や債務負担行為などの実質的な将来負担の総額が町の標準財政規模に占める割合を示した実質公債費比率並びに将来負担比率についても、前年度より更に改善が図られたところではありますが、尚一層、財政の健全化に努めてまいります。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを前にした7月9日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は天候にも恵まれ、早朝からたくさんの町民の方々から参加していただき、心から感謝申し上げます。集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが約3,090kg、びん・缶類・鉄くずなど不燃ごみと粗大ごみが約910kgで、昨年と比べると可燃ごみで約950kgの増、不燃ごみで約390kgの増と、可燃・不燃ごみとも多くなっております。

ごみの多くは漂着したのですが、中にはタイヤや自転車など不法投棄されたものが

ありますので、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

なお、9月17日から10月16日までの1カ月間は、秋期大掃除実施期間となっておりますので、各自治会におかれましては、地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、今年度の自殺予防事業の一環として、8月18日、旧岩子小学校体育館を会場に、町内3小学校の4年生から6年生の児童を対象とした、聖路加国際病院理事長日野原重明先生による「いのちの授業」を開催しました。

講師の日野原重明先生は、明治44年生まれでこの10月4日には満100歳を迎えられます。現役の医師であるとともに聖路加国際病院理事長など多数の要職を務めるほか、全国各地で講演を行うなど超多忙の中、当町での「いのちの授業」をお引き受けくださったもので、先生には厚くお礼申し上げる次第であります。

当日は、町内3小学校の児童179名、ことぶき大学の学生が約330名と500名を超える方が聴講し、日野原先生自らがゴールキーパーとなって小学生の蹴るサッカーボールを止めるなど、間もなく100歳を迎えるとは思えないほど軽快な動きや先生のユーモラスな話など和やかな雰囲気の中、児童には「命とはなんだろう？」と問いかけをしながら命について考えさせるなど、先生には授業を通して命の大切さを教えていただきました。

また、高齢者となっても子供へ教えることや高齢になったからこそ伝えることがあると語りかけるなど、ことぶき大学の学生へのメッセージも発信していただいたところで

す。

次に、八峰町戦没者追悼式が8月23日、峰栄館において執り行われました。

式典には、遺族をはじめ来賓の方々など約70名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者の英霊に哀悼の意を表するとともに、戦後66年を過ぎ、戦後生まれの世代が人口の4分の3を超えるなど戦争体験者が少なくなる中、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たにしましたところ

です。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、古希を迎えた方が132名、傘寿の方が119名、米寿の方が81名となっております。また、結婚後50年を迎えた金婚夫婦も36組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げますと共に今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。



9月3日、峰栄館において開催された式典には、対象者のうち初養老の50名を含め113名が出席し、久しぶりの再会で互いの近況を語り合うなど和やかな雰囲気の中で行われました。

また、会場内の一角に設けられた特設の撮影所では、節目の記念にと1人で、あるいは夫婦で記念写真を撮られる方もおられました。式典終了後のアトラクションでは、琴修会の皆さんによる大正琴の演奏や水明会の皆さんによる舞踊が披露され、参加者が大正琴の奏でる美しい音色に合わせ「ふるさと」を合唱したり、飛び入りで自慢ののどを披露する方が2名いるなど、楽しい一日を過ごしていただいたところです。

次に、八森地区統合子ども園の建設候補地選定に関して、地域の意向を把握するため、8月25日、関係する園児の保護者、自治会長及び有識者14名で構成する八森地区統合子ども園建設候補地選定委員会を設置し、候補地の選定について諮問いたしました。

当日、委嘱状を交付したほか、事前に八森地区子ども園の保護者を対象に実施しました建設候補地に関するアンケート結果について説明し、現地を視察しております。

今後の作業日程によりますと、年内には答申をいただける予定でありますので、その後に議会の皆様ともご相談をしながら候補地を決定し、用地確保に向けた作業に着手したいと考えておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

次に、夏季の観光客入り込み状況について申し上げます。

はじめに、海水浴客の入り込み状況であります。今シーズンは東日本大震災や福島原発事故の影響などによる大幅な落ち込みが心配されましたが、海開き以降、晴天の日が続き、気温も高く推移したことなどから、海水浴客は前年度を600人程度下回る4万8,857人となりました。

また、御所の台オートキャンプ場の利用者も2,646人と、前年度を若干下回る結果となりました。

夏の恒例イベントである雄島花火大会は、8月15日の天候が思わしくなかったことから、昨年同様に延期となり、今年度は8月20日の土曜日に開催されました。

今回は、25回記念大会及び町村合併5周年記念大会と位置づけ、例年より500発多い約1,500発のスターメインや水中花火などが打ち上げられました。

また、花火打ち上げ前のイベントとして、なまはげ太鼓グループ「郷神楽」によるすばらしいパフォーマンスもあり、当日の会場周辺への観覧者数は主催者発表では2万1,000人と前年度を上回る集客となり、地域活性化イベントの一つとして大いに成果を上げ

たものと考えております。雄島花火実行委員会並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

次に、水稻の作柄概況について申し上げます。

8月15日現在の作柄概況が8月31日に発表されましたが、秋田県は昨年につき、県北・中央・県南の3地区とも「やや不良」と見込まれています。東北で「やや不良」と見込まれるのは、昨年が続いて秋田県だけで、岩手県・宮城県・福島県は「やや良」、青森県と山形県は「平年並み」と見込まれています。

秋田県は、5月下旬の低温、日照不足と6月下旬の日照不足から、穂数は平年に比べ少なく、全もみ数がやや少ないため、昨年が続いて作柄は「やや不良」と見込まれております。

当町では、春先の低温、日照不足等の影響で一部品種が出芽不良となり、田植えが遅れたり、補植作業を余儀なくされた農家もございました。その後、生育は若干回復しましたが、県と農協の水稻生育調査のデータを見ますと、穂数が平年より少なく、残念ながら収量は昨年が続いて平年作を下回るものと予想されます。ただ、7月上・中旬が高温・多照で経過したことに加え、穂数が少ないことによる補償作用も見込まれることから、一穂当たりもみ数は、平年に比べ多くなると予想されています。また、8月上旬の出穂期も高温・多照で経過したことにより、登熟もおおむね順調に推移していることから、収穫までに作柄が少しでも上回ることに期待をしております。

水稻以外の大豆やネギ、ミョウガなどの畑作物も日照不足や少雨の影響で生育が遅れていることから収穫量が平年より下回るようです。

梨の主力品種「幸水」も6月下旬以降の少雨により、平年よりもやや小玉傾向で収穫も平年より遅れています。

次に、農業者戸別所得補償制度の加入状況について申し上げます。

この制度は前年度のモデル対策を経て、今年度から本格実施され、所得補償交付金が米だけでなく大豆やソバなどの畑作物にも拡大されました。農業再生協議会では6月上旬に町内各集落を巡回し、交付申請書を受け付け、6月末に国に書類を提出しました。加入農家は飯米農家を除く対象農家595戸のうち生産調整不参加農家14戸を除く581戸で加入率は97.6%となり前年より0.2ポイント上回りました。

生産調整不参加農家は、前年度は16戸でしたが2戸減りました。

加入農家の主食用水稻作付面積は1,127haで、米の所得補償交付金は前年度と同額の

1億6,000万円ほど交付される見込みです。

次に、米の放射性物質調査とカドミウム対策について申し上げます。

秋田県は8月29日、国の方針に基づき関係機関・団体が連携して、米の放射性物質調査を行うと発表しました。調査は、県独自の収穫前に行う安全確認調査と国が示した収穫後に行う本調査の2段階で県が実施します。収穫前調査は県内3カ所で既に実施し、いずれも放射性セシウムは検出されませんでした。

本調査は旧69市町村単位で実施しますが、八峰町は峰浜地区が9月13日、八森地区が9月20日に調査予定となっております。

県は、この調査結果が判明するまでは、旧市町村ごとに米の出荷・販売の自粛を要請しており、秋田農政事務所が平成22年度戸別所得補償モデル対策制度への加入農家にチラシを郵送したほか、町でも防災行政無線による検査期間中の出荷自粛などを周知しました。

調査結果は検査の翌日には出る見込みで、県から関係市町村に対して直ちに情報提供されますので、防災行政無線などで検査結果と出荷自粛の解除等について農家に周知することにしております。

また、米以外の作物についても安全性を確保し、消費者にアピールするため、JA秋田やまもとでは、八峰町産の主要作物である大豆やそば、ネギ、ミョウガ、菌床シイタケなど11品目について県の補助事業を活用して放射性物質の簡易検査を実施しており、8月末現在、これまで検査した6品目から放射性セシウムは検出されていません。

また、米の放射能調査とともにカドミウムの対策も課題となっております。

今年2月28日に食品衛生法に基づく米のカドミウム規格基準が、従来の「1.0ppm未満」から「0.4ppm以下」へ改正され、これまで以上に米の安全性の確保が産地側に求められていることから、これまでも行ってきましたが、農家にチラシを配布したり防災行政無線で湛水管理を呼びかけてきました。更に今年度は、県の補助事業を活用して水管理巡視員を2名雇用し、7月25日から1カ月間、延べ10回町内の水田を巡回してもらい、湛水管理状況を調べました。

今年は雨不足で農家も湛水管理に難儀したようですが、用水があっても湛水管理をしていない農家には電話で要請しました。

次に、なたね栽培実証の中止について申し上げます。

平成21年度から菜の花プロジェクトの一環として町内11戸の農家の協力を得て取り組

んできたなたね栽培実証を3カ年計画の最終年度である今年度限りで中止することにしました。

中止する理由の一つは、連作障害による収量の減少です。菜の花に対する土壌消毒などの農薬登録がないため、現状では輪作以外の障害回避対策はなく、二年一作のなたねを輪作することは容易ではありません。町では、県に対して農薬登録の要望を挙げていますが、即時対応はできないため、今後の動向を見ていかなければなりません。

もう一つの理由は、なたね油販売の売り上げ低迷です。なたね油は、町内の産直施設や観光施設などで販売していますが、販売初年こそ順調な売り上げで推移していましたが、思ったほどリピーターが増えず、右肩下がりの状況が続いています。県内には数種類のなたね油が製品化されており、売値もNPO法人「あきた菜の花ネットワーク」で統一して販売している状況下で、売り上げを伸ばしていくことは難しいと思われます。また、安定的な大量生産を要する大手スーパーなどとの契約販売も、現状では困難な状況であります。

以上のほかにも課題があり、栽培実証の継続は断念することにしました。今年度収穫したなたねは、これから搾油し製品化しますが、2年の賞味期限内に完売するよう販売に努めてまいります。

次に、大雨による農林業施設災害について申し上げます。

8月17日の大雨により、農道や林道などの農林業施設災害が5カ所で発生しました。林道災害2カ所については災害復旧補助事業として申請予定であり、補正予算に測量設計委託料を計上しております。

また、農道災害2カ所と水田災害1カ所については、町単事業及び町単農業農村整備事業で災害復旧を実施予定です。関連予算を補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。昨年度、当町は世帯数に対する当該事業の利用率が全県トップと伺っており、町内建築業者の受注拡大をはじめ既存住宅の耐久性や快適化・省エネルギー化などに役立っております。今年度は、平準的な利用に落ち着き、8月末現在の申請件数は89件、対象事業費は1億6,116万円、補助金の申請額は1,815万5,000円となっております。

工種では、外壁と内部改装が30件、屋根の葺き替えが22件、下水道への接続が13件などで、この補助事業は町民の定住促進にも寄与していることから、更に利用可能な町民

の方々へのPRを推進してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

今夏、八峰町出身の工藤明監督率いる能代商業高校が2年連続甲子園出場を果たしました。秋田県代表校として念願であった1回戦勝利は、実に14年ぶりであり、能代商業高校の伝統である全員野球の素晴らしいプレーが全国の高校野球ファンに大きな感動と元気を与えたことは記憶に新しいところであります。

出場メンバーには八峰町の選手も3名含まれており、野球部全体では12名の八峰町の生徒が入部しております。今後の更なる活躍を期待しているところであります。

また、学童野球においては、八森ブルーウエーブが郡大会を制し、第42回秋田県小学校クラブ野球大会での全県出場を果たしました。

全県大会では、大仙・仙北地区代表角館小学校クラブチームと、こまちスタジアムで緊迫したシーソーゲームを展開しましたが、残念ながら初戦突破は叶いませんでした。

水沢野球クラブもJA共済秋田やまもと学童野球大会で優勝し、9月17日から18日に秋田市雄和で開催されるJA共済学童野球大会に出場することから健闘を期待するとともに、児童の活躍が今後更に学力・スポーツの向上につながりながら成長していくことを祈っております。

また、社会人野球に目を向けますと、第71回400歳野球大会には、八峰町から5チームが参加し、昨年準優勝の峰夢RUNチームが、昨年の優勝チームである能代実業団と1回戦で戦い、接戦の末、勝利を収め、その後は快進撃が続き、見事5年ぶりの優勝を手にすることができました。

高校生や学童、そして社会人野球の活躍は、八峰町の野球の底辺の広さを物語り、八峰町旋風が起こり、感動の夏でもありました。

そのほか、峰浜・八森両中学校でも陸上競技や女子ソフトテニスで好成績を収め、全県総体でも活躍し、特に共通男子砲丸投げでは、峰浜中学校3年生の米森心悟君が3位入賞を果たし、第32回東北中学校陸上競技大会で活躍されました。

今後も更に児童生徒をはじめとする町民の多方面にわたる活躍を期待するものであります。

それでは、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第61号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第5号））は、能代商業高校野球部の甲子園出場と能代高校軟式野球部全国大会出場に伴

う寄附金を専決処分したものであります。

議案第62号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、法律の一部改正に伴う関係部分の改正であります。

議案第63号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法などの改正に伴う改正であります。

議案第64号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定についても、地方税法などの改正に伴う改正であります。

議案第65号、八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例制定については、消防組織法の改正に伴う字句の改正であります。

議案第66号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、消防組織法の改正に伴う字句の改正であります。

議案第67号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、7,105万8,000円を追加して歳入歳出の総額を57億8,145万6,000円とするもので、歳出の主なものは、バス乗車券類購入支援事業補助金、秋田県地域支え合い体制づくり事業費補助金、こどものえき用備品購入費、重点品目産地づくり支援事業費補助金、町道舗装補修工事費、消防団員等公務災害補償等組合負担金、避難路表示板及び海拔表示板作成設置費、防災備蓄品購入費、林道災害復旧費などの追加であります。

議案第68号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、1,184万9,000円を追加して歳入歳出の総額を11億7,638万8,000円とするもので、22年度国保事業費確定に伴う精算で、歳出の主なものは国庫支出金などの返還金であります。

議案第69号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、961万2,000円を追加して歳入歳出の総額を10億700万9,000円とするもので、22年度介護保険事業費確定に伴う精算で、歳出の主なものは国庫支出金等過年度分返還金、一般会計への繰出金などあります。

議案第70号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、3,971万円を追加して歳入歳出の総額を4億6,307万3,000円とするもので、歳出の主なものは観海地区配水管更新工事費及び樁台跨線橋添架水道管補修工事委託料などあります。

議案第71号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、436万5,000円を追加して歳入歳出の総額を3億8,849万円とするもので、歳出の主なものは消費税納付金と施設の修繕料であります。

議案第72号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、3,000万円を追加して歳入歳出の総額を1億1,185万円とするもので、歳出の主なものは農業集落排水事業基金積立金で、22年度で積み立てするものでありましたが、改めて今回計上させていただきました。

議案第73号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、26万5,000円を追加して歳入歳出の総額を7,519万8,000円とするもので、歳出の主なものは人事異動に伴う職員手当の補正であります。

議案第74号、平成22年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成22年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第75号から議案第85号までの各案件は、平成22年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は25議案で、報告件数は1件であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第61号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） おはようございます。それでは、私の方から議案第61号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容につきましては、ただいまの町長の行政報告にありましたように、2年連続で全国大会への出場を果たしました能代商業の硬式野球、それから能代高校の軟式野球の野

球部への寄附金であります。

皆さんもご承知のように能代商業は本当に私たちに大変大きな感動と元気を与えてくださいましたので、承認くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、朗読して説明にかえたいと思います。

専決処分第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年8月8日

八峰町長 加藤和夫

現計の歳入歳出予算に100万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,039万8,000円とするものであります。

歳入につきましては5ページをご覧ください。補正財源ですけれども、19款1項1目の繰越金、一般会計繰越金100万円を補正するものであります。

歳出につきましては6ページをご覧ください。2款1項11目諸費100万円の補正であります。中身につきましては、26節の寄附金ということで、能代商業高等学校甲子園出場寄附金80万円、能代高校全国軟式野球選手権大会出場寄附金20万円、合わせて100万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 能代高校の軟式野球に対しては、昨年、寄附はなかったと思っております。その理由としては、寄附の要請がなかったからというような理由だと思っておりますが、今回20万円の寄附金を出したのには、能代高校の方から寄附の要請があったのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤進君） 実は去年もですね5万円寄附しています。ちょっと情報不足で、うちの方ちょっと去年、ほかの町村に比べて少なかったものですから、今年、総枠100万円の中で、去年商業さんに100万円、それから能代高校に5万円であったんですけども、今回は80万円と20万円ということでさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。



これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第62号、八峰町特別職の職員で非常のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長(米森博孝君) ご苦労さまです。

それでは私の方から議案第62号についてご説明申し上げます。

議案第62号、八峰町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年八峰町条例第37号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

スポーツ基本法の改正により、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称変更されたため、関連する条例を改正するものであります。

次のページでございます。

八峰町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例一部を改正する条例。

八峰町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年八峰町条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第62号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議案第63号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは議案第63号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案第63号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町税条例（平成18年八峰町条例第62号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますけども、地方税法の一部を改正する法律や施行令の一部を改正する政令、また、地方税法の施行規則の一部を改正する省令、これらが平成23年6月30日に公布されたことに伴って改正するものであります。

内容でございますけども、主に2点であります。

一つは、各税目の未申告、あるいは申告書未提出に対する過料が3万円以下という部分が10万円以下に改正するものであります。

もう一つは、認定NPO法人に対する寄附金について、税額控除ができるようにするという改正であります。

そして、この過料の改正については、この条例の公布後2カ月経過してから適用され

ることになります。その他、所要の経過措置が盛り込まれております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、課長は今、申告の未提出というふうに言われましたけども、入湯の申告のこの未提出とあり得ないと思うんですけども、今までそういうふうなことがなかったと思うんですけども、この未提出というこの意味はどういうふうな意味なんでしょうか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） これは町民税だけに限らず、ほかのいろいろな税目があります。たばこ税とか様々な税目、町税条例に盛り込まれているあらゆる税目についてです。それについて意図的に未申告、あるいは未提出、そういうのが非常に悪質と見られる場合、過料といういわゆる処罰があるという、そういう規定であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第64号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは議案第64号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案第64号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町入湯税条例（平成18年八峰町条例第63号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですが、先ほどと同様に地方税法の一部を改正する法律が今年の6月30日に公布されたことに伴って改正するものであります。

次のページをご覧ください。

内容であります。入湯税条例の第12条1項に罰則規定がありますが、そこで3万円を30万円に改めるというものです。これは30万円以下というものですので、必ずしも30万円というものではありません。

そして、この条例についても公布の日から起算して2カ月を経過してから施行するというものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号、八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第65号、八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第65号、八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例。

八峰町消防団設置条例（平成18年八峰町条例第157号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、消防組織法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、改正するものでございまして、次のページをご覧くださいと思います。

八峰町消防団設置条例の一部を改正する条例ということで、八峰町消防団設置条例の一部を次のように改正する。第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございまして、消防組織法の改正により、法律中の条項番号が変更になったため、本条例中にある消防組織法の条項番号を変更するものでありまして、条例の内容につきましては変更するものではありません。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第66号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村正君） 議案第66号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案第66号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年八峰町条例第158号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、先ほどの65号と同じ理由でございます、次のページをご覧くださいいただきたいと思ひます。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第1条中「第15条の2及び第15条の6」を「第19条及び第23条」に改めるといふことと  
ございまして、先ほど申したとおり消防組織法の改正に伴う改正でありまして、条例の  
内容に変更はありません。

以上でございます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） 本提出議案と関係ないのかもしれませんが、今回の監査委員から出された22年度の審査の意見書の中で、是正改善を要する事項といふことで消防団員の報酬について、他の市町村と比較しても高水準にあると。それで、常識的な額に改善すべきであるといふ意見が出ています。これと今回の提出議案の関連性といひますか、それについてちょっとお伺ひいたします。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。
- 総務課長（田村正君） 監査委員からのご指摘の関係とは、今回の条例改正とは全く関係ございませんです。

それで、監査委員からのご指摘の消防団の報酬がですね他の市町村と比較して高水準にあるといふふうなご指摘を受けておりますが、その何ていひますか常識的な額といわれ  
ておりますけれども、それほどは違ひありませんです。例えば、団長、副団長、団員、そ  
れはですね高いところもあれば低いところもあるといふことで、何万円も高いとかとい  
うものではなくて、何千円かの額の範囲ですので、これからまたいろいろ参考  
に他の市町村との均衡も考えて参考にしていきたいと思いますけれども、今の時点ではまず今年度

中に改正する予定はございませんです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 65号と一緒になんですが、今回の提案理由の中でですね、平成18年度に法律が変わったということで、じゃあなぜ今、23年度にこれがかかるのかと、この時間的なずれの理由というのはどういう理由なのかちょっと聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） ご説明いたします。

18年に改正されておりまして、本来であれば、やはりその18年、改正された後にすぐ改正すべきものだというふうに考えております。

ただ、改正の内容が町の条例に反映といいますかね、関係のないところの改正でありましたので、多分その当時の担当者がですね改正しなかったものと思います。今回、事務を進めている中で、やはり法律の条項が変わっているのであれば、すぐに改正した方がいいということで改正することにいたしました。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分再開いたします。

午前10時58分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第67号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第67号について説明申し上げます。

平成23年度八峰町一般会計補正予算（第6号）ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,145万6,000円とするものであります。

それから、第2条で債務負担行為の追加がございます。

それで、最初に4ページご覧ください。この後、21ページの除雪費の方に関連予算出てきますけれども、第2表債務負担行為の補正ということで、除雪路線が増えたということで、今回、除雪機のリースで対応するというようにしております。債務負担行為の期間ですけれども、平成24年度から27年度までの4年分でございます。限度額が571万2,000円でございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。7ページから説明したいと思います。

12款2項1目民生費負担金6万円の補正であります。これは日中一時支援事業利用者負担金ということで、サービスメニューが一つ増えるということで事業費が60万円なわけですけれども、そのうちの利用者の負担分6万円でございます。

それから、14款1項1目民生費国庫負担金であります。21万7,000円の補正であります。これは22年度事業の精算に伴うもので、こども手当国庫負担金、過年度分でございます。

それから、次の8ページをご覧ください。14款2項1目民生費国庫補助金27万円の追加であります。これは地域生活支援事業費補助金ということで、先ほど60万円かかるうち6万円が自己負担だと言いましたけれども、残りの54万円のうち半分が国庫補助金で入ってくるということであります。

それから15款1項1目民生費県負担金であります。6万6,000円、これは22年度事業の精算に伴うものでございます。

15款2項1目総務費県補助金、補正額25万円、秋田県ペレットストーブ導入促進市町村補助金ということで、町の方でもペレットストーブの購入者に限度額5万円で10人分予算措置したわけですけれども、今回県の方でその2分の1分、25万円が補助になるとい



うこととございます。それから2目の民生費県補助金1,059万9,000円の補正であります。内訳でありますけれども、社会福祉費補助金ということで724万5,000円、内訳ですけれども地域生活支援事業費補助金ということで、先ほどの54万円の4分の1分でございますが、13万5,000円。それから障害者自立支援臨時対策費事業費補助金ということで、これは今回システム改修があるわけですけれども、その事業費の4分の3分でございます。それから秋田県地域支え合い体制づくり補助金ということで、これは全員協議会でも説明いたしましたけれども、福祉サービスの地域活動の拠点整備ということで、社協さんが事業主体になって埴川健康センターで活動するというものであります。678万円。関連予算が歳出の15ページの方に出てまいります。それから児童福祉費補助金335万4,000円、幼稚園・保育園等自家発電機整備事業補助金150万円、これは今回の大震災に伴いまして発電機を整備するというので、これは100%の補助ですけれども1台30万円ということで5台分を見込んでおります。それから、こどもの駅設置事業費補助金185万4,000円ですけれども、これは子育て家庭が子供を連れて安心して出かける環境づくりをするということで、実際にはポンポコ山とハタハタ館の方に遊具とか、それからベビーシート等の整備に使うものであります。それから3目の衛生費県補助金69万円の補正であります。高齢者の心の健康づくり推進事業補助金ということで、これは県単事業ですけれども、これは自殺予防対策事業に充てるということで、関連予算が17ページの方に出てまいります。それから、農林水産業県補助金ということで、農地制度実施円滑化事業費補助金ということで41万5,000円の減であります。これは福島県で予定しておりました東北・北海道農業活性化フォーラムがですね今回の震災によって中止になったということで、それに伴う減額でございます。それから重点品目産地づくり支援事業費補助金330万円、これは戸別補償制度でこれまで助成水準を下回る振興作物等に県が支援するというので、これは農業再生協議会の方へトンネルでいくものであります。八峰町の対象作物ですけれども、ネギ、キャベツ、ミョウガ、スタックスでございます。

次に、10ページであります。利子及び配当金のところは、これは基金の利子であります。1,000円であります。

それから、14款1項1目不動産売払収入ということで1,426万5,000円の補正であります。これは町有林の立木を売った入札金の入札金額ということで、1,034万円ということで、これは当初予算との差額分を補正してあります。ですから実際に売った金額はこれより100万円多いということであります。それから、一般分収林収入ということで392万5,

000円、これも当初で700万円見てあったんですが、今回は1,092万5,250円ということで、その差額分をここに補正しております。

次の11ページ、18款1項1目介護保険特別会計繰入金、これは463万7,000円ということで介護保険特会へ繰り入れしていくものであります。

それから、19款1項1目繰越金3,123万8,000円の補正ですが、これも一般会計繰越金であります。

それから、次の12ページ、20款4項3目雑収入ですけれども、50万円の補正額であります。これにつきましては、町村魅力発信イベント参加補助金ということで、仮称でありますけれども12月の3日・4日、東京国際フォーラムで開催する事業の助成金であります。主に旅費等であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

13ページ、1款1項1目議会費2万円の補正であります。これは議長のいろいろな会議等に伴う食糧費分でございます。

それから2款1項6目企画費135万円の補正であります。これにつきましては先ほどの町長の行政報告にありましたように、八峰町バス乗車券類購入支援事業の補助金ということで、今回、路線バスの利用促進と、それから経済的負担の軽減を図るということでこの事業をやりますので、需用費としてその購入申込書とかパンフレット分として印刷製本費が5万円、それから補助金が130万円ということであります。

それから、9目の自治振興費113万円の補正であります。これにつきましては、11節の需用費、これは町営バス5台あるわけですけれども、だんだん経年でいろいろ修理代が増えてきたということで、今現在の使用状況から見ても100万円ぐらい補正をしたいということであります。それから12目の役務費、手数料ですけれども、これは来年の樺台地区のコミュニティセンターの建設に向けてのいろいろな審査手続等の手数料であります。それから10目交通安全対策費58万2,000円の補正であります。役務費ですけれども、手数料としてこれはカーブミラー等の設置であります。地域については浜田地区、沢目駅前地区、石川地区、それから田中の県道との交差点の看板等であります。

それから2款2項1目税務総務費の10万円の補正であります。これは役務費ですが、滞納整理等の切手代等でございます。

それから15ページ、3款1項1目社会福祉総務費694万5,000円の補正であります。最初に11節需用費の修繕料ですが、これははつらつ苑のキューピクルが経年によって老朽

化しているということで、その修繕料16万5,000円、それから19節負担金及び補助ですけれども、秋田県地域支え合い体制づくり補助金ということで、先ほど9ページのところで出てきました事業の分でございます。埴川健康センターに係る分であります。関連分であります。それから3目の障害福祉費104万1,000円の補正であります。先ほど言いましたように日中一時支援事業委託料ということで60万円、それから障害者自立支援システム改修費、先ほど9ページに歳入出てきました44万1,000円であります。

それから、3款2項1目児童福祉総務費ですが185万4,000円の補正であります。これは先ほど、こどもの駅の事業うんぬんというのがありましたけれども、その役務費は看板、ポンポコ山とハタハタ館の2カ所分の看板のお金、それから備品購入費173万4,000円ですけれども、これはベビーシートとかそれから遊具等の分でございます。それから子ども園費478万7,000円の補正であります。賃金328万7,000円、これは沢目子ども園、埴川子ども園が当初予算を計上した当時よりも1歳児の入園が増えたということで、それに対する保育士の配置の分でございます。それから備品購入費150万円、自家発電機、これも今回の地震等に伴って発電機30万円の5台分ということで、これも100%補助がくる分でございます。

それから4款1項2目予防費69万円の補正であります。報償費が32万円、自殺予防事業報償費ということで32万円、それから需用費が37万円ありますけれども、これも先ほど9ページで説明しました高齢者の心の健康づくり推進事業に関連したものであります。それから3目の環境衛生費の60万円でありますけれども、全員協議会でも説明しましたように、放射能の測定器を購入したいということでございます。

続きまして18ページであります。6款1項1目農業委員会費21万1,000円の減額であります。内訳ですけれども、旅費のところ費用弁償、先ほど言いましたように事業の中止によって47万1,000円の減額、それから特別旅費ということで農業委員の皆さんが台湾の方へ11月の13から17日まで農業研修に行くということで、その随行職員分でございます。

それから5目の農地費198万6,000円の補正であります。これは補助金ですが、町単農業農村整備事業費補助金42万1,000円ということで、今回の8月17日の大雨災害で石川土地改良区並びに目名潟土地改良区が単独でやるということで、その2分の1分です。それから、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金156万5,000円、これは能代地区土地改良区の方へ、これは国の事業ですけれども事業をやってから30年経過し

て排水路が傷んでいるということで、大体延長5,626m分ですが、国が55%、県が20%、そして町も10%補助するというものであります。これについては土地改良区が15%負担するという事です。それから7目水田農業構造改善対策費330万円、これは補助金ですけれども、先ほど9ページで説明しましたトンネルで農業再生協議会へいく補助金であります。それから8目の農道整備費8万9,000円、これにつきましては農道石川線の8月17日の大雨災害の復旧の作業員の手数料、それからバックホー等の借上料であります。それから9目の地籍調査費20万8,000円、賃金20万8,000円の補正であります。これが地籍のところは臨時職員2人配置しているわけですが、資格持っている人と持っていない人と差別化しようということで、一人の資格のある方について4月から一部賃金9,800円を1万1,000円に改正したということに伴うものでございます。

それから6款2項1目林業総務費4万4,000円の補正であります。これは林野調査会の委員の報酬並びに費用弁償であります。それから林業振興費396万1,000円の補正ですが、これはJ-VER、報償費はJ-VERのクレジットを契約した場合の記念品として5万3,000円、これは間伐材を利用したものを作りたいと。それから、その売り込みのための旅費として51万8,000円、それからPR用のパンフレットを作るために需用費として印刷製本費5万3,000円、それから19節の交付金ですけれども、これは先ほど10ページのところで収入の関係ありましたけれども、一般分収林雑林所有者への交付金85%分、これ観海、中浜実業会でございます。それから林道整備費につきましては、これは今ある予算と今後予想される林道の補修等に関わる作業員の手数料、自動車の借上料であります。117万9,000円の補正であります。

それから20ページ、7款1項2目商工振興費146万9,000円の補正であります。これにつきましては12ページのところにある、ふるさと魅力発信イベントというのがありましたけれども、それからふるさと回帰フェア、ふるさと秋田まつり等の旅費等であります。あと、役務費の9万円もそういうのを物産展に持ち込む資料の送料等であります。

それから8款2項1目道路維持費1,367万3,000円の補正であります。工事請負費ですが、これは町道舗装補修工事ということで、これは下浜線、大体延長196mということで500万円、それから法面等の保護工事ということで350万円ですけれども、水沢地区、田中の鳥矢場地区、内荒巻地区の3カ所分であります。それから町道山内線側溝改良工事ということで500万円、大体延長が97m、大体300から600mmの側溝を入れるということであります。それから橋梁維持費、補正額は…すいません、備品購入費その前に13万7,

000円ありますけれども、これは道路補修用資材分であります。橋梁維持費、これは最終的にプラマイでゼロですけれども、町道岩小通学路橋梁改良工事の委託料が確定したということで、その分を955万8,000円減額しまして、新たに今ある岩館の子ども園から橋梁に行く分の改良したいということで、工事請負費として955万8,000円の補正であります。それから除雪費159万8,000円の補正であります。これは、今、職員がパトロール等をやっているわけですけれども、それを業者委託するということで組み替え分であります。職員手当、時間外手当60万円の減額、それから作業員の60万円の減額、そして先ほど債務負担やりましたけれども、除雪ドーザをレンタルするということで、その保険料が5万円、それからオペレーターの業務委託料が120万円、それからリース料が4カ月分で142万8,000円あります。

それから、次のページ、最後ですけれども、22ページ、消防費、9款1項2目非常備消防費640万7,000円の補正であります。これは先の震災で消防団員が多数亡くなったということで、今までこの掛け金が一人1,900円であったんですけども、その保障に対応するためには今回2万4,700円ということで、従来より2万2,800円増えたのに人数分掛けた分を今年一年限りですけれども、各市町村出してくださいということで、その補正分あります。それから4目の災害対策費1,107万1,000円の補正であります。これにつきましては今回の災害で、今いろいろな自治会等を回って説明会等をやっていますので、それに伴う時間外が9万円、それからいろいろ連絡等で旅費が1万7,000円、あと役務費につきましては、これも全員協議会で説明しましたけれども、避難路の看板とか海拔表示等の看板作製の手数料であります。それから備品購入費452万9,000円ですけれども、これは発電機、LED投光器、それから赤外線オイルヒーター、全部で7台分を見ております。大体小学校の数、小・中学校分プラス2ということで7台分の予算であります。それから教育費について今、教育長の方から説明しますので、飛んでですね25ページの下の方ですけれども、11款1項2目林道災害復旧費ということで181万2,000円の補正であります。これにつきましては、測量設計業務委託料ということで、林道母谷山線、塙線の委託料でございます。それからその次の26ページのところは、先ほど歳入の1,000円ですので、これについては説明しません。

以上、私の方からは以上でございます。あと教育委員会関係について教育長の方からお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは私の方から教育費につきまして説明を申し上げます。

23ページの10款教育費1項教育総務費でございます。教育助成費として30万円を計上させていただきました。これは生徒指導の報償費ということで計上させていただきました。メンタルの必要な児童がおりまして、春からずっと秋田大学の佐々木久長先生の指導をいただいているわけでありまして、もう少し時間と回数がかかるということで、不足分を計上させていただいたものでございます。

次に、10款教育費2項小学校費でございます。水沢小学校の校費であります。30万円の補正で修繕費であります。校舎の体育館の南側の入り口の1階の天井から、また、多目的ホールの壁側から雨漏りが生じておりまして、その修繕と玄関のモニュメントの壁に亀裂が生じておりまして、危険でありますので、それをあわせて修理するということが計上させていただきました。

次のページをお願いします。旧岩子小学校管理費の10万円の補正でございますが、これは役務費として手数料でございます。高圧の引き込みの設備に樹木がおおいかぶさって、枝を除去して設備の保安を図るために樹木の剪定料の手数料でございます。

次、八森中学校費の10万円の補正でございますが、既存のファックスが学校の建設当時からのものでありまして、故障が多く、部品もないことから今回更新するというものでございます。次の25ページでございます。体験センターの補正5万円でございますが、報償費として実習事業の講師の謝金でございます。今年に入りまして小学生の利用が多く、シーカヤックの希望が多いわけでございますが、センターの職員だけでは足りなくて外部のコーチを入れております。これは収入として入ってくるわけでありまして、今後、冬に実習事業として計画している報償費がもしかすると足りないかなということで5万円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は2点ほどお聞きをいたしたいと思っております。

まず16ページの子ども園費であります。賃金328万7,000円ほど追加になってございます。先ほど副町長のご説明ですと、沢目子ども園、塙川子ども園、それぞれ1歳児未満の保育児が増えたというようなお話でございましたが、もうちょっとくわしい内容について教えてください。

それから、21ページの除雪費であります、職員手当並びに賃金、それぞれ減額なりまして委託料120万円ほど増額になってございますが、業者委託にしなければならなかった理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） はじめの保育士の賃金の増額の詳細、内訳についてお答えしたいと思います。

副町長の方から1歳児ということでしたが、私の報告誤りです、訂正してお詫びしたいと思います。2歳児です。中身ですが、その年によっていろいろ変動あるわけですが、今年172人の入園がありました。昨年に比べますと17人減ったわけですが、その中で多かったのが2歳児が38名、昨年より18名増えております。特に沢目と埴川が多くて、沢目が13人、埴川が11名でございます。これは職員配置の基準でいきますと6人に1人でございますので、1人ずつ追加した次第でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） それでは、除雪費に関する質問についてお知らせします。

現在、町の職員によりまして町道関係、これについては早朝から降雪量等の調査で回っています。同じく県の方では国道並びに県道を回っているということで、今回、県と除雪の共同事業、これの推進の中でパトロール関係を一元化した方が合理的ではないかということで今回試行してみようということから、職員の時間外、それから並びに融雪剤関係の散布、これを委託にして一元化を図り、効率化を上げるという試みから今回除雪費の方を助成しています。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 子ども園のことで、もうちょっとお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、最初から入園児をきちっと把握するのは、これは大変なわけでございますので、その部分は理解できるわけでありましてけれども、ただ、賃金でですね、いわゆる身分の保障されないままの職員をここでまた追加をするということに、すごく抵抗を感じるわけでありまして。今回、役場の方で職員募集もかけておるようでありまして、いわゆる一般職と保健師さんですか、募集なっているようでありまして、私が在職中から今まで

現在で保育士さんの退職された方、今年も含めると、もう既に5名以上になっているわけでありまして、まだ1名の採用もないわけでありまして。職員の採用がないままにアルバイトだけを増やしていくというのは、前にも私一般質問でも申し上げましたが、職員の適正化計画とは相反するものじゃないかという具合に感ずるわけでありまして。やはり昨日、おとといも子ども園の運動会に招待を受けて行ってきました。大変な難儀をされて立派に運動会をやっておりますけれども、やはりあの子供さん方をきちっと管理していくとなれば、やはり普通の、普通と言え言葉悪いですが、職員の方々にやるのがごく普通じゃないかなということを痛感をいたしたところでありまして。したがって、町長にお伺いしたいわけでありまして、やはりこういった職員不足のところはですね、職員を一人、二人増やしてやらないと、大変じゃないかなという具合に思うわけでありまして、できれば町長の考え方をちょっとお知らせいただきたいという具合に思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、入園児の数というのは毎年違いますので、配置する人数は、その数によってやっぱり違ってきますので、常時その職員でやるというのは、これまた不合理な面もあります。ただ、ご指摘のように退職されて、しばらく保育士の募集がなかったというようなことはそのとおりでございますけれども、当面今、子ども園の統合問題もやっています。そうなりますと、当然その中で人員が集約されるというものもございまして、そういった先のことも見通しながら人員を配置していかなくちゃならないと思っています。ただ、絶対本職員でですねやっていかないという基本線ではないわけですが、そういう面ではまずできるだけですね、人件費だけが過大にならないように、なおかつ今ご指摘いただいたように日常の保育業務に支障ないような、両面絡み合わせながら、まずできるだけそこら辺の配慮をしながら頑張っていきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 私から3点についてお尋ねいたします。

まずはじめに8ページの総務費の補助金のペレットストーブについてであります。私も今回導入されたペレットストーブを拝見いたしました。私たち議会が葛巻に視察に行ったときに見たペレットストーブから見れば、値段の違いもあるんでしょうけども、かなりお粗末なストーブだと言え言葉が悪いかもしれませんが、鉄板も薄いし、



それからペレットを入れるドアの部分が落としじゃなくてローラーキャッチなんですよ。ローラーキャッチという専門用語で、あなた方わかるかどうかわかりませんが、このところにこう丸いのがついていてはまっていく、そういう簡易ドアや何かについている、よくあの吊り戸、食器棚や何かのあの吊り戸についているようなそういう簡易的な金具で戸が止まるようになっているんですね。1台当たりの単価がどのくらいなのか、そして今回何基導入されて、導入された場所はどこどこなのか、それから、今回導入してみて効果のほどはどうかという点をお尋ねいたします。

それから、もう一点は20ページの商工振興費についてであります。これは先の全協でも申しあげましたけども、ふるさと回帰フェアについてなんですけど、これは昨年まで企画で持っておった事業であります。3年参加してみて実績が上がらないので今年度やめようと言っていた事業でありまして、それが今回、産業振興の方でそれを担当することになったわけですが、私としてはまず一人でも二人でもふるさとに回帰してくれる人が出るよう本当に期待しているわけですけども、今まで企画でやってあって成果が上がらなかった事業であります。企画と同じ轍を踏まないようにですね、新たな視点で当然参加される必要があるんじゃないか、こう思います。その点今回はどのような考えでこれに参加されるつもりなのかお尋ねいたします。

それからもう一点は、22ページの災害対策費の中の防災備品についてであります。今回設置される海拔表示看板と、それから避難路の表示看板でありますけども、先の町長の行政報告の中で自治会から避難路の整備等要望をされておったようですけども、私は津波の海拔、津波じゃなくて自分が住んでいるその海拔がどのくらいなのか、それから避難したところがどのくらいの位置にあるのか、それを知ることは非常に大事だと思います。ですけども、避難路の掲示板についてはですね、ここが避難路ですよと住民に固定観念を植えつけるのはいかななものかという気がします。というのは、避難路の近くに住む住民は、なるほどいいですね。すぐその避難路を通過して避難すればいいわけですが、同じ自治会の中にも、その避難路からちょっと離れた場所に当然住居がある方々も当然おるはずですね。この避難路まで行く間に津波に遭遇するというのも十二分にまた考えられるんじゃないか。私の考えとしては、津波警報が発令されましたら、それこそすぐに、極端な言い方になるかもしれませんが、藪を越えても、崖をよじ登ってでもですね、高いところに避難すると、そういう意識を持ってもらうことが大事なんではないかなと、こう思います。それについて担当課の方でどういうお考えなのかお尋ねい

たします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。鈴木企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（鈴木正志君） そうすれば私の方からペレットストーブの関係について説明させていただきます。

本予算に載っているペレットストーブは、本年度、町民に対して導入する分についての補助金を載せてあるものです。台数は10台で、1台当たり5万円、これを考えております。1台、4分の1を上限に5万円を補助します。

続きまして、柴田議員の昨年導入したペレットストーブの値段だと思いますが、あれはポンポコ山に導入したのが定価が35万円、それで八森の方に設置したのが単価が50万円ということであります。

それで、最大の効果は何かという質問でありますけれども、これについてはやっぱり燃料の削減効果が大きいと、二酸化炭素の排出がゼロというカウントされますので、その二酸化炭素の削減効果が大きいということと、燃料が一シーズン、1台当たり平均的な家庭で9万円ということですよ。ペレットストーブ1kg45円で2,000kgが目安だそうです。この点で大変利点があると思しますので、今後も普及推進を進めていきたいと思っております。

今現在、希望はありませんので、これから広報とかお知らせ版に載せて周知を図りたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 2番目のふるさと回帰フェアに関するお話でございましたが、おっしゃるとおり3年間、企画財政の方でこのフェアに参加いたしまして、なかなか成果が上がらないというのはそのとおりでございます。

ただ、全協の際にもお話いたしました、今年度のこのふるさと回帰の方の総会に参加したところ、3月11日の震災の後ですけれども、やはり宮城、福島、岩手の方に定住したいという希望者が日本海側の方に目を向けているという話もございましたので、今回は、できれば秋田は元気である、八峰町は元気だ、安全であるといったものを全面に出しながらPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 3点目の避難路の件でございますが、確かに柴田議員がおつ

しゃるとおり固定観念を植えつけないわけではないかもしれませんが。しかしながら、各自治会の役員さん方とお話をさせていただきましたところ、やはり看板は必要であると。それから海拔表示の看板もできたらやってほしいというご要望でありました。それで、各自治会、町民の皆さんはですね、結構自分の近くの避難路というのは、結構もうわかっていまして、どこに逃げればいいのか、どこから避難すればいいのかというのは、結構もう関心があつてですね、かなりわかっている状況でした。そのほかにですね、実際に家族でですね既に避難の訓練をした方も中にはおりました。それで、例えばですね、避難路まで行く際にですね津波に襲われてしまうんじゃないかということなので、1カ所ではなくて普通の町道はもちろんですけども、それ以外のそのまず安全にまず避難できる道路は避難路として使用していきたいと思っていますので、そこに看板を設置したいということで、これにつきまして設置する場所につきましては自治会の役員さんと相談してきております。そこに設置したいと思っています。

それから、町民もそうなんですけども、町外の方、町民以外の方も町には来られる機会がたくさんあると思います。その方々にとってもですね、やはり看板があつた方が、いざそういう場合には役に立つだろうと思っています。そういうことで看板は設置していきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） ペレットストーブについてももう少しお尋ねいたします。

それこそさっき効果としてですね、CO<sub>2</sub>の削減はそのとおりだろうと思います。燃料費の削減にもなったというようなお話でありましたけども、それこそ私たちが葛巻へ行ったとき、若干ペレットの方が高つくつというような説明であつたんですね。当時から見れば、また灯油の値段も高くなっている、そのせいかと思っていますけども、そのしっかりしたデータをできれば提出していただきたいと思っています。

それから、看板の設置についてなんですが、これ、一般質問でも私取り上げようと思っていますけれども、それこそ災害というのは日中だけに発生するわけじゃないんですね。それこそ夜にも当然、時間も選ばず発生するわけですね、看板設置したから必ずしもその看板どおり避難できるかどうかというのは非常に難しいところで、自治会であれば何度か避難訓練していればですね、晩でもいいだろうと思うんですが、よそから来た人たちにとっては、ちょっとそこら付近が難点があるのかなという気がいたします。何かこう、そこら付近の工夫といいますか、夜間でもわかるようなそういう工夫はできない

ものかどうか、今一度お聞かせください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。鈴木企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（鈴木正志君） ペレットストーブのデータに関しては、後で提出します。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） おっしゃるとおり夜間、それから降雪時などは非常にやっぱり避難する際にはいろいろと難儀な面が出てくると思います。それで、今のこの看板考えているのはですね、とりあえずまず夜間、夜間にはその電灯ですよ、懐中電灯でも当てたら反射していけるよというふうな対策をとろうと思っています。とることにしております。そのほかですね、やはり階段がきついか、それからやはり狭いか、いろんな問題があるでしょうけども、これからやっぱりその地域の人方と相談しながらやっていきたいと思っていますし、それからあとは、町民の方々は避難、これから避難訓練をですね何回かやってもらって、日中いろいろこう避難訓練をやっておけばですね、夜間でもですね懐中電灯一つぐらいあれば、慣れてくればですね、かなりこういいんじゃないかと思うんですけども、町外の方々にとっては、やはりですね夜間、それから降雪時などは、まずこれからの課題になるのかなと思っています。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 何点か質問をいたします。

まず、歳入の方になってしまいますが、どっちも歳出もありますので、日中一時支援事業ってこの事業について簡単にちょっと説明をお願いします。

それとですね、先ほど皆川議員からも質問ありましたけれども、子ども園の保育士の賃金ですが、保育課長から2歳児2人ということで、これから、これからといいますか年度の中間以降は、どうしても未満児が増えていくと思うんですが、その都度臨時の職員を募集しています。なかなか条件が、勤めたものの話が違うということで血気盛んな若い人はちょっと辞めていったりもしていますけれども、この未満児のその臨時職員、これは本当に大変なんです。5カ月働いて15日間の休暇、このシステムですので、せっかく慣れた頃、本当に小さい子供は職員が一日も休めば代替えする人も大変なんですけども、この5カ月働いて15日間休むというサイクル、この臨時職員のそのサイクルを、人間を扱うこの現場ではちょっと当てはまらないと思うんです。これからもそういうこ

とを続けていくのかどうなのか、この臨時職員のその未満児体制についてももう一度お話をお聞かせください。

もう一つだけ、後でまた言いますが、今はまず、それと21ページですね橋梁維持費なんですけども、副町長はこの岩館小通学橋梁改良工事の説明の中で、岩館子ども園の子供が国道へ行く、出るのについていうふうな、こう説明ありましたが、これと比較しますとね、再三言ってるんですけども、観海地区の児童が通学しているあの陸橋というのは、人数も多いし非常に今、危険な状態になっています。これを否定するわけじゃないんですけども、今後について、この児童が使う陸橋についての対策、一般質問でしていますので余り詳しくはお話しなくてもいいんですが、一言教えてください。

以上まずお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは日中一時支援事業の内容についてご説明申し上げます。

この詳しいことはですね、町の方にも八峰町日中一時支援事業の実施要綱もあります。それで目的としてはですね、障害者等の、障害者に対するサービスなんですけれども、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするということで、内容的には三つあります。一つはですね、放課後支援型ということで、これは学校等終わった障害を持っている方の何ていうんですか、園の事業なんですけれども、これは能代養護学校の方で実施しております。現在、町の方では3名の方がここで利用しています。今回はですね、もう一点、短期入所型とありますけども、これはいません。それでもう一点は療養通所介護型ということで、今回の補正に係るのはこの方です。これは友楽苑で実施している事業ですけども、この方のサービスを利用したいということです。

○議長（須藤正人君） 加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） 答えいたします。

臨時職員を含めた子ども園の職員体制の関係でございまして、私の業務の範疇は、今おります職員、園児の増減があった場合は臨時職員で対応すると、それ以上、それ以降については私の方からはお答えしかねます。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、臨時職員の任用については、やっぱり法的なものがござい

ますので、子ども園に限らず、これは役場全体の臨時職員の採用の仕方、任用の仕方  
の問題ですので、これは子ども園だから特別だということではなくて、こういう採用の仕方  
をしないと、逆に雇用責任が発生しますので、本採用しなきゃならない、こういう状況  
になります。従って、この制度はですね、今の運用する限りはやむを得ないというよう  
な状況でございます。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） そうすれば岩小線の跨線橋について、現在、JRに委託して  
おりまして、工事の方は間もなく本格的なかかれるものと思っております。その手前の  
跨線橋までの、子ども園から跨線橋までの間なんですが、いずれ避難路として活用され  
るだろうということで拡幅改修、これらを行いたいということで、残った予算内の中で  
調整するという形にしております。

明日の一般質問に出てきます観小については、町長が明日詳しく述べますので、私か  
らは、いずれ今年度、専門家に県と、それから橋梁の専門家を入れて、橋梁の修繕計画、  
どこの橋梁のどこの部分を直して、長く、長寿命化的に使っていくかというふうな業務  
を行っています。その中でいろいろ専門家からの意見が出てきますし、そのものに従っ  
ていけば国庫補助事業として改修できますので、そういう時期を今待っているところで  
ございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 9款の消防費について質問いたします。

さっき柴田議員もこの避難路の看板、海拔表示等の看板で質問されましたが、自分は  
柴田議員とはちょっと反対で、表示は必要で、それによる固定観念、大変大事だと思  
います。自分らであれば、例えばどこにいても、崖でも竹藪でも、駆け登ることができる  
んですが、それのできない高齢者、もしくは身体の多少障害のある人とか、そういう人  
たちのためにも避難路は絶対必要なものであって、それによる看板も必要だと思います。

しかしながら、町長の行政報告にもあるように、自治会からは避難通路の整備や確保  
が急いでもらいたいという話です。それを考えると、看板の作製、設置に予算計上する  
前に、避難路の整備、確保、こちらの方が急務だと思うんです。もしかすれば看板を設  
置した後で避難路を整備するとき、ここの避難路はちょっとうまくね、場所変えるって  
いうとき、また看板を移動しなければなりません。または避難路を整備するとき、この  
看板がちょっと邪魔だからほかによせましようっていう話になるかもしれません。そう

いう物事の順番を考えると、何かこの予算計上、ちょっと逆なんじゃないかと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まずは、私からお答えいたします。足りない分は町長の方に答えていただきたいと思います。やはり看板は必要だということで私もそう思っております。それで、八森地区14地区、避難路、自治会さんといろいろと話し合いはしてきました。そうしてきたところ、今まで結構あの、わりかしあれですね避難路、あるんです。

そして、それほどまだ我々も見ましたけれども、崩れたりですね、何ていうんですかね、使えないようになっていくというのが余りないんです。そういう安全な場所、そして自治会さんがここだといいい場所、そこに看板を設置していきたいということと、それから危険な場所はその避難路から除きましょうというふうな話し合いもしてきていますので、新たにですね整備してもらいたいとかそういう要望もありましたけども、それにつきましては今すぐに土地の問題やいろいろありますので、できない面もあるんですが、とにかくまず避難路があるところについては看板を先に立てましょうということで、後先かもしれませんけども、まずできるところからということで看板の方、いずれ避難路の方も整備していきたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） さっきも言ったように、自分たちであれば避難路はもちろどこにいても逃げることはできるわけですね。ですから、今、総務課長言ったように、避難路の整備、まず避難路は大体あちこちあるということですから、そうなると、整備は何が必要かという、やはり高齢者、そういう人たちのことを考えると、例えば車いすでも逃げる空間を確保するとか、高齢者のために手すりをつけるとか、そういう整備が必要になってくると思うんですよ。ですから何回も言うようですが、看板も大事ですが、整備を先にして、看板は後でもいいと思うんです。看板があっても避難路がなければ、整備されていなければ逃げることはできません。避難路が整備されて、確保されていけば、看板はなくても逃げることはできます。そう思いませんか、町長。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） どちらが先かという議論でなくて、やっぱり今やれることをやっ

ていくということが大事だと思うんです。確かに後先になって、後から整備したところが看板を付け替えしなきゃならないという状態のところも、これは出てくるかもしれませんが、それはそれとしてやればいいことであって、当面やっぱり急いで今やれるもの、それから、現地の人方の実際住んでいる人方のそういった人方の声を十分聞きながら今回の対応をしておりますので、そういった人方の意見を重視していきたいと思っています。

それから、現状の中で、どこでも避難路になる可能性もありますけども、やっぱり今指定した場合には、ある程度安全に避難できる場所を今度は選んでいく必要もまた逆にあります。それから、ご存じのように八森地区の場合は非常に一般の道路以外は急傾斜地とかそういうところも含まれています。そういうところの整備になりますと、今日明日にすぐできるという問題でなくて、いろんなクリアしなきゃならない状況のものもございまして、場所に応じながらそれぞれ必要な整備はこれから頑張っって進めてまいりたいと思いますので、とりあえず今、仮に今あった場合にどこへ逃げるんだということになりますと、看板とか避難路、今あるものを使いながらやっぱり逃げる段取りをするということが非常に大事だと思いますので、できるものからまず進んでいきたいと思ひます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 最後に一つ、人は悲しいかな、喉元を過ぎれば熱さを忘れます。ですから、できれば、轍は熱いうちに打ってもらいたいと思います。地域の自治会の要望を把握して、これは優先事項として進めていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） まだまだ質疑があるようですので、質疑の途中ですが休憩をしたいと思います。午後1時から再開いたします。

午後 0時06分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

平成23年度八峰町一般会計補正予算の質疑を続けます。質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 16ページの引き続き子ども園の保育士のことで町長の方から答



弁ありましたけども、保育園も庁舎の中の臨時職員も同じだというふうなことを言われましたので、これははっきりとこれは違うということを私は述べたいと思います。

まして、未満児の児童に携わる臨時職員というのは、これは本当に5カ月15日の休みのサイクルでは、これは本当に持つ方も代替えする方も大変です。ここに臨時でずっと職員を入れ替わり、立ち替わり入れなくちゃいけない事情はわかりますけれども、ここに一人張り付いてしっかり、同じ人が通して入れるようなそういう体制を作らないと、これは大変ですので、町長の方で職員は、臨時職員は規定があって、その庁舎の中も保育園も同じだと言われましたけども、これは仕事の中身としては全然違うという、小さい子供を扱う人が途中で切れるということはできないんだということをもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それとですね、バスの定期代、バスの回数券の補助ですけれども、これは早速実施されて大変、13ページの企画費ですね、これ大変いいんですけども、ただ、ここの全協のあの説明の中にありますが、これをどのように町民に知らせていくのか、これをやっぱりちょっと確かめないと、このままだとは思わないですが、非常に私も岩館からの場合、例えば茂浦からの場合のバスのあれを比べてみますと、6カ月の場合、3カ月の場合、1カ月の場合のゴールドパスとか、それから買い物回数券とか、これ大変利用頻度によってはお得になりますし、買い物回数券の場合は半額以下になる可能性もあります、計算してみると。これは大変いいんですけども、ただこのセット回数券、買い物回数券、これがどういうふうな綴りになっているのか、例えばこの普通回数券の場合は20枚綴りとか、80円のが20枚、22枚綴りってあるんですけども、このセット回数券とかゴールドパスはどのような、はみ出しが必ず出てくると思うんですね。それがどういうふうに使われるのか、券でもって使われるのか、その辺が利用する人もわからないと思うんです。

そして、皆さんにお知らせする場合は、例えば大久保岱から利用した場合、1カ月で何回使うとこのくらい、3カ月だとこのくらい、6カ月だと非常にやっぱりお得になるんですが、ただ1万5,000円出すっていうのはちょっと大変だと思うんですね。そこを1万5,000円出してでも6カ月間使うと非常に得だというその事例をやっぱり出して説明しないと、これ利用したいと思ってもなかなか利用できるものではないんじゃないかと思うんですが、その辺どのようにやっていくつもりなのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど私が申し上げたのは、仕事はやっぱり各職場によっていろいろ違いますので、子ども園の保育士のその仕事もみんな同じだという意味合いで申し上げたのではなくて、今、臨時職員という立場からいくと雇用形態は同じであるという立場で申し上げました。それを守らないと逆に雇用責任が問われてくることになりますので、その点はしっかりしていかなきゃならない。

ただ、おっしゃられるとおりですね、継続的にできるだけ同じ人が同じ子供を見ていくということは大事なことだと思いますので、そういった運用の仕方については課長の方からもですねいろいろ指導していただきまして、今申し上げたことをできるだけそういうふうな形で人の配置については考えていきたいなというふうに思っています。

それから、バスの回数券についてですけれども、いろんな種類がございます。従って、これを周知するのはこれからになるわけですが、どのようにして周知したらわかりやすく、今、見上さんおっしゃったようにですね、こう乗った場合はこういうものというふうな例示的なものも含めながら、できるだけわかりやすいものを考えながら、とにかく知っていただいて利用していただかないと意味がないわけでございますので、そこら辺はいろいろ工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 22ページの非常備消防費について聞きたいと思っております。

昨年までは1人当たり保険価格が1,900円ということで、今年度に限って2万4,200円ということの説明であったと思うんですが、これは地震で急ぎょ今年だけこう上がったのか、それに伴って来年以降のこの金額というのはどう変わっていくのかということ、それと、この1,900円、2万4,200円になった部分の保険の加入額、補償額って言えばいいですか、そういうふうなものをまず聞かせていただきたいと思います。

それからもう一点は、下の災害対策費の備品の購入、備蓄品ですが、この中身をですねできればどういうふうなものを買って、どのぐらいの保存期間というか、賞味期間なのか保存期間になるのか、その手のリスト等提供できればいいなと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えいたします。

まず、補償組合の負担金1,900円が2万2,800円アップした理由でございますけども、今回の東日本大震災で亡くなられた、あるいは行方不明になっている消防団員、約251名おるそうです。この方々の遺族の補償ですね、この方々の遺族の補償のために今回、今年度限り、今年度限りです。2万2,800円アップしたということで、来年以降はその額ではないということです。

補償額についてはですね、家族構成なんかもいろいろあるらしくてですね、一般的に奥さんと子供2人の場合の補償額ですが、一時金として2,230万円、それから年金部分として310万円、これを見込んでのその積算でアップしたということでございます。

それから、備品購入費の内容ですけれども、これは避難所、いわゆる小・中学校、それから現在の小・中学校5校、それから旧岩子小学校、それから旧岩館小学校、2校合わせて7校分ですけれども、避難所の発電機7台、1校に1台という割合で発電機が7台、それからLEDの投光器7台、それから赤外線オイルヒーター7台ということで、各学校に1台ずつそれぞれ配置したいということです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 産建にいながらにして質問するのちょっと恥かくのかなと思いつつながら、わかんないので教えてもらえればと思って質問します。

18ページの6款1項7目の補助金に関する質問であります。これで何か対象作物がネギ、キャベツ、ミョウガ、スダックスとかとありまして、大体にしてそのスダックスっていうのは何だかというのがわかんないのがちょっと私も恥ずかしいなと思っているんですけども、これは人とか家畜が食うんでなくて、土が食べる作物だそうです。私わかんなかったんです、正直言って。これが何で対象作物なのかというのが、人も食わないし家畜も食わないのが対象作物というのが全然理解できなくて、今単純に質問しております。町内でやはりその、シイタケの栽培とかうんとやられて大きな金額売り上げしているわけですけども、昨年以來、価格低迷で非常に大変な状況に陥っているというような話を聞いております。それでですね、これにですね、この重点品目にどうして入らないのか、入れなかったのか、それがちょっと単純に疑問に思って今聞いているわけです。ですから、今後ですね、これをその戸別補償の対象とか重点品目になり得るのか、その辺のねやはりその方向性を出していただければと思っております。

もう一つ、その次のページの6款2項2目のJ－VERの件であります。今回そのJ

ー V E R のイベントですね60万円ほどの補正組んでいるわけですが、どういふその J - V E R のイベントの中身なのか、どういふ人方を対象にしたイベントなのか、不特定多数にそのパンフレットを配るだけなのか、私にしてみれば、こふいふ多額なお金をかけるんであれば D V D でも作ってですね、その対象になり得る企業にやはり直接お送りするとか持っていって P R する方が、もっと効果的なんじゃないかなとこふいふような感じがするわけですね。ですから、その辺の可能性があつて、あるいは行き当たりばつたりであればいいのかなとこふいふ感じで参加するののか、その辺のその可能性とこふいふかあるのかどうかですね。その辺、県でも P R してくれているみたいなんですけども、その何ていふかなパンフレット持っていって配るだけだと、ちよつと弱いんじゃないかなとこふいふような気がするわけですね。その辺のね、今回のそのイベント参加のイベントがどふいふ内容のイベントなのか、どういふ人が対象なのか、あるいはその今やろうとしていふパンフレットとかあるいは記念品、5,000円の何ぼ作るとかこふいふような何かいまいち早いような感じもするし、何かわかんないことづくしとこふいふ感じで、その辺ちよつと説明をお願いできればと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） まず、佐藤議員の1点目のご質問ですが、スタックスの件と、それから菌床シイタケがなぜ戸別所得補償の作物にならないかだと思ひますけども、スタックスはわかつたと思ひますけども、これはあれです、主に峰浜地区なんですけども、大豆栽培、これは受託組織、アグリサポートと申しますが、この受託組織が4つありますけども、その組織が峰浜地区の大豆をほとんど作業委託しているわけなんですけども、面積も100h a 以上を超えております。

それで、菜種も連作障害がありますけども、大豆もやっぱり連作障害があるというこつとで、何年かに1回はこのスタックス、地力増進作物とこふいふ思ひますけれども、これを計画的に作付けして連作障害の解消に努めて大豆の収量アップを図るとこふいふ思ひます。

それで、これについては今回補正予算で挙げましたけども、これ去年はモデル対策で国の方で、これは激変緩和措置とこふいふ思ひますので、おとしに比べて去年が下がった場合は国の方で激変緩和措置で補償しておりました。

しかし、今年国の方の単価が定まつて、その不足分については県の方の県単事業でカバーするとこふいふ思ひますので、この不足分を予算計上しました。

それで、なぜ菌床シイタケが該当にならないかとこふいふ思ひますと、まず転作作物ではあり

ません。今回のこれは戸別所得補償の作物ということで、この中の菌床シイタケも米に次ぐ販売量、額になっていますけれども、町の方では転作作物の主な野菜ということでネギ、キャベツ、ミョウガを振興作物と指定して、ほかの野菜よりは手当てをしているという現状であります。だから菌床シイタケは、この戸別所得補償には該当ならないということです。

それからJ－VERの関係ですけれども、今回いろいろ補正計上しました。まず報償費でJ－VERクレジットの購入契約した場合の記念品ということで、これは5,000円掛ける10万円ほど準備しております。それで今いろいろ大企業とも交渉中であります。まだ会社名を申し上げるまではいってませんが、今、単価の設定やら購入数量、それらの交渉中ありますので今は明かすことができません。それで、中央の方でこのクレジット販売のイベントがあります。3回ほど予定されておりますけれども、これはJ－VER制度が始まってまだ間もないということで、秋田県は八峰町をはじめ4市町村なっていますけれども、まず9月に、実は今日と明日なんですけれども、これ大阪の方で全国のそういうJ－VERクレジットの参加市町村が集まって商談会を開いているということです。それでうちの方の木藤が昨日から行って、今日と明日それに参加する予定です。さらには11月に名古屋で開催されます。同じようなイベントですね。それについても2名参加の予定で予算計上しております。それで来年の3月には、これは東京で開催されるんですが、これは非常に規模が大きいということで、いろいろ人員も3名準備しております。それからポスターも1枚、それからパンフレット、実は昨年度、補正予算で500部ほど作って準備していましたが、実は震災後の3月十何日だかに東京の方でそれこそイベントが開かれる予定でしたが中止になっております。

それで、そのパンフレットの中身も多少変わっているということで、さらに増部して作成して、今これから開かれる名古屋会場、東京会場に準備したいと思っております。

それで、秋田県4市町村、クレジットに今取り組んでいると申し上げましたが、基金まで造成して販売可能な市町村は八峰町だけということで、この前、秋田県でその4市町村によって協議会をつくったようでありまして、会長には県の方で、うちの方が副会長になっておるということで、これは八峰町独自でいくのではなく、その4市町村が協議会をつくって足並みをそろえてそういうイベントに参加して販売活動に努めようということでもあります。よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 最初の質問に関してもう一回ですけども、その重点品目産地づくり支援事業というふうになっているわけなので、ここに転作うんぬんということは書かれていないんですけども、別に米は戸別補償あるわけで、あれも転作作物じゃないんで、どうしてその違いが出てくるのか。それだったら最初からここ転作作物支援事業であっていいんでねえかなと思うんですけども、その辺ね。それとさっきも言ったんですけども、シイタケがその戸別補償にはなじまないというような、ふうに今聞こえたんですけども、そうなのか、将来的になる可能性はないのか。

それとあと J－VER に関してのその PR 方法に関して、やはりその目に見えるねやはり PR の方法がいいと思うんで、やっぱり DVD で、やはり有効な、やはり映像で見せる、プレゼンテーションできるような資料をやっぱりお金をかけても作った方がいいんじゃないか、それだけの価値あるのかなと思っていますので、その辺の考え方ちょっと聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 最初の件であります、なぜ戸別所得補償という字句がないかということですが、これは例の秋田県で農林水産業の構造改革を進めるために、今年度から100億円の資金を準備してやっております。その中の一つの事業でありまして、先ほども申し上げましたが、戸別所得補償、これは国の事業でありますけども国の単価が、特に振興作物ですけども、これが下がったということで、これは秋田県内全市町村なんですけども、これについてはその100億円の基金の中から手当てしようという県単事業でトンネル事業でありますので、これは県から来たのを再生協議会に入れて農家に交付しようというものです。

それで、菌床シイタケがなぜこれになじまないかといいますと、キノコ類は農産物でなくて林産物の分野に入っておりますので、戸別所得補償では主なものが大豆とかソバ、そういう水田を利用した転作作物でありますので、菌床シイタケはこの戸別所得補償の品目には入っていません。

それから、J－VER の積極的な売り込みのために DVD ですか、これを作成したらどうかということですが、まだ、今まだこれから今盛んに売り込みにかかっていると、DVD を、まだそこまでは頭も回っていません。それで、産業振興課さんの方で今、町の PR のために DVD を作成しているようでありますので、そのできた DVD を活用しながら J－VER のクレジットの販売の場でも活用したいと思っております。

す。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） 23ページの教育費、3目教育助成費の30万円の件なんですけれども、メンタルが必要な児童生徒に佐々木久長先生を頼んでいるということなのですが、この先生を頼まれるということは相当にやはり重い症状なのではないでしょうか。それが高じて、うつ的なものとかが高じてその不登校につながったりとかいうことになれば、これまた一大事なことになりますし、今現在のこの実態について少しお知らせ願いたいと思います。以前から比べて増えているものなのではないでしょうか、あるいはまた、この事例では特定の児童生徒さんだけのことなのではないでしょうか。お願いいたします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） まず、余り詳しいことは申し上げられないんですけども、我が町の、私ども教育委員会の考え方としては、学校で様々、家庭で様々起きた児童、保護者も含めてであります。学校へ来て問題が起きた場合は、八峰町を除いては全部、この辺であれば能代保健所、または、大館にある児童相談所へ学校から。学校でどうしようもなく、教育委員会でどうしようもない場合は、すぐ通報します。そして、向こうから県の担当官がやって来て、否応なしにその子供を、その親と面談をして、それでもどうしようもなければ13歳以上であれば秋田の施設、あるいは北秋田に昔からある陽清学園という学園がありまして、そちらの方へ送り込むような形になります。

しかし、我が町は、私もそこへ、どちらも行ってお園長さんも知っていますし、子供たちともつぶさに見てきますけども、少なくとも我が町の子供たちは、ここへだけは絶対よこしてはならないと私は肌で感じてきております。親元を離れて、しかも強制的にそういうことはできないと私は感じてですね、議員の皆様方にこれまでもこういう施策を講じて秋田大学と医学部と協定を結ばせていただいて臨床心理士の先生を招いて、子供、親、先生、何人もそれで解決して、失敗した例はありません。

ただ、今回の場合は人数がちょっと多くて、それに保護者も絡んでということで、5月から10回目を数えております。大分よくなってきておりまして、その兆しは見ております。やはりこれは性急にやってもまずいです。やっぱり揺るやかに、そして、その後もないようにしていかなきゃならないわけでありまして、今その途中でありまして、見通しは明るいと思っておりますが、ただ、これだけで10回数えていますし、この後も続く可能性もありますので、これだけでは間に合うかどうかということもあります。

けれども、とりあえずまず今回これで補正をさせていただいたということでございます。私、各学校を回って、一緒に子供たちと給食を食べたりするのは、その子供たちが今どうなっているかということを確認するために歩いているような状況でありまして、これまではこの施策については大変成果が上がっていると。それがまた町の不登校やいじめも極端に少ない、たまにあっては極端に少ないというのは、そういう成果が出ていると私は感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 19ページの林業振興費の交付金のことをちょっと、これに絡んでですね聞きたいんですが、これ分収林組合の収入の手当てだと思っただけですけども、今後、分収林でつくっている団体がですね、それを売って山を町に返すというふうな行為が続くような気配があるわけで、先日ある実業会が山を売って、その山林を返すというふうな話があったわけですが、今後そういうふうな状況というか動向が続くとなった場合、町としてはその戻された山林はみずからやっていくのか、それともそのまま投げちゃっておくのか、その辺どういうふうな動向にあるのかということと、その分収林がどの程度町で抱えているのかその辺と、あと将来的な町の考えというものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 今年の4月から林業を担当して、余り詳しくないんですがお答えします。

まず、分収林関係ですけども、今回入札にかけた分収林は2つの団体のものでありまして、それは皆伐ということで全部杉の木を切ります。そして、販売します。その後どうしますと申しますと、そこは保安林指定になっているようで、それについては町の方でまた再度、杉を植樹する予定であります。

それで、これからどの程度分収林のそういうあれがくるかというのは、今の情報ですと、更にまた一つの団体から今年中に何とかしてほしいという分収林もありまして、これは後でまた補正予算の方で対応しなければならないと思います。そのほかの分収林の団体については、今のところ情報が入っておりません。どのような状況になっているかわかりませんので、今わかっている範囲は以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。



○9番（山本優人君） そうすればですね、今後もそういう団体、若しくは個人でもやっている人もいますけども、それらが町に返していく山林は、すべて町が今度、杉を植え付けていくというふうな状況だ、状況だという、そういうふうにやっていくということに理解していいんですね。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） たまたま今回の分収林2カ所については保安林指定になっているということで、また元に戻すといえますか、杉をまた植樹する予定であります、これからについては、その山によってまた保安林指定になっていないところもあると思いますので、それはまたこれからそういう分収林の相談が来た場合、その都度また協議して相談していきたいと思っております。今の段階では、今の今年の分はそのようになっています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。山本優人君。

○9番（山本優人君） 今ちょっと町長がしゃべようとしたけども、いや、将来的な話だわけですよ。結局、おそらく、自分でもう分収林やっている人は相当いい歳で、もし間違っ売れば、もう自分ではこのあと再契約しないという意思のことがまずほとんどだと思わけますよ。

ですから、もし運よくその分収林契約している人が売れてやめた場合、全部町に戻されるわけですよ。だから、それをどうしていくのかというある程度の考え方を持っておかないとだめなんじゃないかなということだわけですよ。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

まず、はっきり言って、そういうものに今こうしますという方針そのものは、完全なものはまだ持っていません。

ただ、今の現状からすると、分収林でなくても個人の個人有地であっても自分の場所がわからない、そういう人も非常に増えてきている中ですので、多分おそらく今、分収林契約して一旦売った場合、再造林するという意欲のある方があれば非常にいいわけですし、我々も奨励はしていきます。それからまた、仮にその人がやめても別な人がもしやれるというのであれば、できるだけ頑張っていたきたいと思っておりますけども、最終的にどうしようも、どなたもやらないとなれば、当然町の所有になるわけですから、町の林としてそれを管理をしていくということになるだろうと思っております。その際は

今のように杉一辺倒ではなくてですね、いろんなことが考えられますけども、今言ってる混交林であるとか様々な形態、その場所に合わせながら考えていかなければならないんじゃないかなと今時点ではそう考えています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第68号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 私の方から議案第68号についてご説明します。

平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,184万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,638万8,000円とする。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

資料の5ページをご覧ください。歳入の主なものでございます。

これは10款1項繰越金でございます。1目の療養費交付金繰越金でございます。これは22年度の事業確定による精算でございます。2番のその他繰越金です。これは前年度繰越金1,094万7,000円でございます。合計で1,184万9,000円でございます。

次のページです。歳出の主なものでございます。

10款1項3目の償還金でございます。これが22年度の事業費の確定に伴う国庫・県、それから支払基金への返還金でございます。これが1,184万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第68号は原案のとおり可決さ  
れました。

日程第12、議案第69号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1  
号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 続きまして議案第69号をご説明します。

平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ961万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳  
入歳出それぞれ10億700万9,000円とします。

平成23年9月13日提出

八峰町長 加藤和夫

資料の5ページをご覧ください。歳入でございます。

歳入の国庫支出金、これの1目です。介護給付費負担金でございます。これも22年度  
の精算で、国庫より184万8,000円を国から追加交付受ける部分でございます。

7款の繰入金でございます。1項介護給付費繰入金でございます。これも過年度分と  
いうことで22年度の精算に伴うものでございます。

それから6ページの繰越金でございます。これは前年度繰越金で22年度の精算による  
ものでございます。

次に歳出でございます。

1款3項2目の認定審査会負担金でございますが、この負担金が56万円の追加でござ

います。これは認定件数の増加によるもので、支払基金の方の負担金でございます。

それから6款1項1目の1号被保険者還付金でございます。これも22年度の保険料の確定に伴うもので、当初で10万円予定してあったんですが確定に伴う2万円の追加でございます。

それから8ページの償還金でございます。これの補正額が439万5,000円です。これも22年度の介護保険事業に伴う精算で、国庫・県支払基金の返還金でございます。

それから6款2項1目の一般会計繰出金、これも22年度の精算に伴う一般会計へ戻す部分でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第70号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第70号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に3,971万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,307万3,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表 地方債の補正によります。

それでは6ページ目をお開き願いたいと思います。

2 歳入 5 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金です。今回の補正には前年度繰越金371万円を充当してございます。7 款 1 項 1 目 1 節町債でございます。今回の観海地区の簡易水道改良事業関係に町債といたしまして簡易水道事業債1,800万円、同じく過疎対策事業債1,800万円を借り入れる予定でございます。

7 ページ、3 歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費12節役務費です。通信運搬費関係につきましては納付書の郵送、それから各施設から警報の電話が入ってきます。その携帯の電話料でございます。20万7,000円。それから23節償還金利子及び割引料ですが、水道使用料過誤納付還付金といたしまして、平成22年度、これが2月・3月分でございますけれども、水道使用廃止による2カ月分について、これを還付するものでございます。

次、8 ページ目、1 款 2 項 1 目八森地区施設管理費です。役務費50万円、手数料となっております。このものにつきましては八森地区浄水場非常用発電機あるわけですが、この振動、それから音が高いということで、分解掃除、オーバーホールいたしまして、振動・音対策のものもあわせて改善したいというふうに考えてございます。

それから9 ページ、2 款 1 項 1 目八森地区施設改良費です。13節委託料200万円でございますが、樺台跨線橋、これは八森電子デバイスの国道のJRをわたっている跨線橋、これに添架している水道管関係、この補修関係をJRに委託いたします。200万円。15節工事請負費3,700万円ですが、観海地区配水管更新工事、この進捗をできるだけ進めたいということで今回3,700万円計上してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） 7 ページの一般管理費の水道使用料のところちょっとお尋ねしたいと思います。

水道料が未納になっている世帯はどのくらいですか。それで、水道料のその未納者の状況といいますか、ひとり暮らしでどうしても役場まで行けないとか、納付されたものを払えないとか、そういうふうな特別な事情の方もいるのではないかと思うんですけれども、先月ですか建設課の方に行った時は、一生懸命払うように担当課が電話でやっていたのを拝見して、本当に大変だなと思うんですけれども、ただ、十何件くらいあると言われていまして大変びっくりしました。ちょっとこの水道料のことについてちょっとお願いいたします。

- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。
- 建設課長（武田 武君） 水道の未納者ということで、この還付とはちょっと関係ないかと思いますが、未納者自体はもう固定化しておりまして、4カ月を過ぎた段階で水道の止水栓を止めるという形で、現在止水栓が実際に止まっているのが3件程度あるかと思っています。このものに関しましては催告状、督促状、1カ月で督促状という形で進めておりまして、うっかり忘れた人方、これは督促で済むわけですが、催告だけでももう20件ちょっと超えているような状況です。私の方では水というこの性格からいってですね、止めて人命にかかわるといふことのところを一番心配しておりまして、特に電話をしながら納めていただける方については直接伺って現金納付、その場で領収書を切ってもらってくるという方法、それから、あと今月はちょっと納められないという方については、納付確約書、これに印鑑をもらって…という形で、皆さんご心配されるように強制的に取り立てるとかそういうふうな形は極力避けながら、納付についての相談を受け付けながらという対応をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- 1番（松岡清悦君） 6ページの町債のところでお尋ねをいたします。
- 今回の工事額、工事にかかわる費用のほとんどが起債だわけです。ここに水道債と、それから過疎債、半分ずつあるわけですが、何でこれ二本に分けなければいけないのか、それぞれの起債の性質が違うだとか、あるいは償還時のですね充当率だとか、その辺の違いがもしあるのであれば、だとすればいい方で借りればいいのかなど、都合のいい方でね、と思うわけですが、こうやって二つに割って起債を起こす要因を教えてください。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。
- 建設課長（武田 武君） この起債に関しましては、簡易水道事業債が元利償還金の2分の1、これが交付税で入ってきます。過疎対策事業債は、ご存じのとおり7割ということで、全部を過疎債で借り切れればいいんですけども、過疎債にも枠が、全体の枠がございます。それで、水道事業、今まで下水道事業も同じなんですけど、ほぼ係る起債については半分半分が下水道事業債、過疎債というふうなことで県から起債の配分がされますので、議員おっしゃるとおり過疎債だけで賄えればいいんですけど、そういうルールになっておりますので、ご了解願えればと思います。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 9ページの2款1項1目13節でありますけども、先ほどの補正予算でも岩小の件ありまして、最初は委託料でもってて、最後工事費になってくるわけですけども、これもまたやがて工事、設計決まって金額決まると工事費になってくるわけですよ。このまま委託料でいっちゃうのか、この辺ちょっとわからなくて、すみません。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 一般会計の岩小につきましては、全体予算枠が3,000万円、そのうち2,000万円近くがJR委託という形で工事の中で決まりました。その残りについてですね歩道部分、これが町の方がやった方が適当だろうということで、直営的にやるのが工事請負費に、今回の場合はこの岩小との協議の中でですね同じ添架管がある中での国道の部分、これがJRの方から指摘を受けまして、そして今回の岩小の協議書、この中にこの部分も加えて、今年度JRがやるようにしましょうというふうな協議が整いました。今回このものにつきましては全部がJR上にまたがっておりますので、全部が工事の委託料という形で、一般の工事費関係、こっちの直営というのが出てきても小さいものだというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第71号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第71号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ436万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,849万円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。

2 歳入4款1項1目1節前年度繰越金です。今回の補正では436万5,000円を繰越金から充当しております。

次の6ページ、3 歳出1款1項1目一般管理費です。27節公課費ですが、消費税納付金300万円を補正追加しております。当初予算で900万円見てございましたが、決算の状況から300万円ほど不足するということで今回補正してございます。

1款2項1目八森処理区施設管理費でございます。11節需用費、修繕料でございますけれども、八森処理区のですね紫外線ランプ、消毒用のものなんですが、この安定基板、これがたまたま不安定でございまして、今回この基板の修理を行いたいということで73万5,000円挙げてございます。それから2目沢目処理区の施設管理費です。これも同じく11節需用費の修繕料で63万円、このものについては監視操作盤の非常用バッテリー、バッテリー何本もあるわけですけれども、これが劣化してございまして、交換ということを指導されてございます。このための交換分63万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第72号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。



当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） それでは議案第72号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正です。予算の総額に3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,185万円とするものでございます。

説明については、5ページをお開き願います。

2 歳入6款1項1目1節の前年度繰越金です。今回決算で4,680万4,000円ほど繰越しということで、22年の決算でございまして、昨年、県からの補助金の3,000万円、これを積んでいなかったためございまして、今回この3,000万円を積立金に充当するため繰越金を充当するものでございます。

3 歳出1款1項1目3,000万円でございます。25節積立金で農業集落排水事業基金積立金、これに3,000万円を積み立てるものでございます。

3月の震災以降、私どもの建設課においても、特に上下水道課においては人事異動、それから課内においては今まで簡易水道係、それから下水道係とあったものを一本化いたしました。これも電算に伴う事務の合理化でして、それぞれ新しく部署に就いたみなんで当たってきたわけですけれども、その後、余震によるまた震災とかいろいろございまして、異動の際の事務引き継ぎのミス、また、会計課との積み立ての連絡調整のミス、いろいろな要件が重なりまして、出納閉鎖期後において発覚という形の中で6月議会全員協議会で議員の皆様にご報告したところでございます。監査の方からも、これがなければ100点満点と言われた決算の中で、本当に私ども大変申し訳なく思っております。

今後、さらなるチェック体制、これを厳密にしながら、二度とこのようなことがないようにしたいと思っておりますので、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 今、建設課長の説明を伺いまして、納得した部分もあるんですが、やはりこれは皆さんの監査委員の歳入歳出決算審査意見書をちょっと開いてもらえますか。この2ページ、審査の結果、この4行目にも予算の執行及び関連する事務の処理については当初予算に計上しているにもかかわらず県からの補助金の基金積み忘れをし、多額の不用額を出し、翌年度に補正執行せざるを得なかったことは、予算の計画性の乏

しさに由来するものであると書いております。それから10ページ、一番上、補助金の基金積み立てと不用額について、農業集落排水事業特別会計において云々と書いてありますが、確かに今、課長の謝罪の言葉を聞きましたが、やはりこういう基金の積み立て忘れ、これはあってはならないことだと思います。これやはり我々に事前に説明するなり、何らかの当局がアクションを起こすべきだと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 実は出納閉鎖期後において、この3,000万円なんですけれども、会計課には農業集落排水事業の現在の積立金がございます、ちょうどその書き換え時期の3,000万円というのも、預け替えですね、その定期の額もちょうど3,000万円ということで、かなり輻湊した部分がございます。ともかくこのものについては3月31日までに、当然歳入で入ってくるということがわかり、調定を起こしておりますし、その段階で本来であれば3月31日、前年比の段階において支出負担行為、積み立ての支出負担行為を起こしていなければならなかったわけですが、いろいろ先ほど申しましたとおり事務引き継ぎ、それから再三再四私どもも決算関係、これをにらみながら不用額関係のチェック等かけたつもりであったんですが、細かいところのチェックには目が行ったんですが、ドカンと大きいところ、これ当然出ているだろうというふうなことのチェックミスが重なりまして、このような状態になっております。すぐ発覚して6月の議会全員協議会、資料のないままにございましたけども、議員の皆さんにその状況を説明し、お詫び申し上げたところでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今の件に関連いたしましてですね、町長の行政報告にもですね22年度で積み立てするものであったと、こうあります。このお金は県よりの償還助成事業の補助金で、本来であれば会計のあれでいけば速やかに積み立てしなければならない金額であったはずであります。総額に占める比率からいけば非常に大きい額であります。単なるミスという言葉だけでは済まされないような額であります。いつの時点でこれが気付かれたのか、課内のチェック体制はどうなっておったのか、それから会計課との連携といいますか、それはどうなっていたのか、それから、当然このミスを犯した職員の処罰はどうなるのか、上司の処罰はどうなるのか、その点についてご説明してください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 処罰に関しては町長からご答弁願います。

このものがわかったのが出納閉鎖期後においてですね、決算書関係の資料、それを見た段階で、その積み立て部分、すぐに欠落しているのがわかりました。6月2日というふうに記憶しておりまして、たとえ1日、2日といえども過去にさかのぼって積み立てができないものですので、そのまま繰り越しというふうな決算を打たざるを得ないだろうというふうに判断したわけでございます。

それで、このもののチェックにつきましては、ほとんどが電算関係、それでチェックするわけなんですけれども、予算の執行、それと逆に会計の方で執行のものを押さないと、その消し込み等が私どもで実際行ったかどうかわからなかったというところのいろいろなミス、チェック関係において不備であったというふうに思っております。特に会計の方には、この入金、県補助金の入金、これ5月に入ってからあったそうなんです、この時点で積み立てるんだということを3月の時点でもうわかりきってあったことですので、その時点できっちり打ち合わせておかなければならない点であったというふうに思っております。

本当に2日遅れでという形の中で、もう修正できないそういう形のときに至っておりますことを含めて、本当にお詫び申し上げたいと思います。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず私からも冒頭、申し訳ありませんでした。私らもですね、前年の例もありましたし、閉鎖後のこういうことについては、ないように再三課長会議でも話しておりましたので、今年はよもや出るとは思いませんでしたけれども、結果としてこうなりましたので、非常に私も重要な問題だと受けとめておりますので、この後の再発については十分注意をしてまいりたいと思っております。

ただ、今回のケースについては、何らかの形で担当者についてもやっぱり注意を与えなきゃならないというふうに考えていますので、中身をですねきちっと整理をしながらそういう対応をとりたいなと思っております。

それからまた、次年度以降についてもですね、ある程度こういうものに対する緊張感を持った仕事が大変だと思いますから、もし仮にの話ですけれども、同じようなことを繰り返すようなことであれば、重大な処分ということにならざるを得ないんじゃないかなと今時点ではそう考えています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今回の件につきましてはですね、今、町長から何らかの処分を行うというお話でありましたので、それこそなあなあにすることなくですね、二度とこういうことが起こらないように、それこそ職員に対しては厳重に何らかの処分をしていただきたいと思います。

それから、課長答弁に対してですね、3月時点でもう既にこれがわかっていたということですね。本来であれば、当然22年度の末でこれがわかっていた、時点だろうと思います。それをズルズルと今まで引きずって結局22年度に、ここ繰り越しという処理はしておりますけれども、本来であれば不用額ということで発生させたんだろうと思うんですね。なぜこの3月末時点で本来であれば、結局委員会なり、さっき門脇議員がおっしゃったようにですね、委員会なり、3月の議会になり提出しなければならない問題じゃなかったんですか。それを今までなぜこう引きずってきたのか、その点についてもお答えください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 先ほど3月31日付けだと申しましたのは、当然22年度で予算措置しておりましたので、その時点で、3月31日付けで支出負担行為、伝票を起す行為、これをしていなければならなかったということです。普通、伝票打ちなんかでは4月に入ってからでも3月31日のその日付で打つことができますので、本来その業務を怠らなければこのようなことにはならなかったなど。当然それが打たれて伝票が電算で作成されているものだというふうな私どものチェック体制の甘さがありまして、本来、出納閉鎖期5月31日を過ぎました6月2日にですね、これの伝票が作成されておらず、積み立てられていなかったということが、本当に最後の詰めのチェックで見つかったという段階です。これが本来であれば、もう5月31日ぎりぎりの日であるとすれば伝票を起し、会計でその積立金処理をしていれば、それがぎりぎりのタイムリミットであったわけですが、それが過ぎてしまったという形のものでございます。その6月2日にわかった段階で、6月の10日前後に議会の全員協議会がございまして、資料等まだ私どもははっきりしっかりしたものはなかったんですが、積み立てをやられていないということが発覚しましたので、議会全員協議会の段階では建設課の報告の中で、口頭でございましたけれども報告申し上げたというふうな次第でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） ちょっと納得できないんですね。それこそ3月末時点で3,000

万円ものその不用がここにあるということですよ。当然行き場のない金が残っているということはわかっているはずだと思うんですよ。それでさっき会計課にもお伺いしましたけども、言いましたけども、会計課との連携はどうなってあったのかということと言いましたが、それこそ会計課の方でもその時点では把握してなかったんですか、この3,000万円の額については。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。岡田会計課長。

○会計課長（岡田辰雄君） 3月31日ということではなくて、県からお金が3,000万円入ったのは5月2日でした。ですから出納整理期間中に入っていたと。我々もまた、このぐらい入っているよという通知はやっているんですが、それが来たかどうかということも確かめないまま来たもんだために、そのまんま双方ともやっているなというような状況で、ふたを開けてみたら何も証書がなかったというような状態で、その時点が6月に入っていたということで先ほど課長が答弁したように、6月の議会の全員協議会には口頭では報告したというようなことはいいですよ、そういうことで、うち方の連絡、双方の連絡も悪かったのかなというふうには感じておりますけれども、いろいろ4月のあれで人事異動とかも結構あったものですから、ちょっと職員間の意志疎通がやはり欠けておったのでは、例年よりは欠けておったのかなということで大変反省しているというところがございますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今、会計課長がね、人事異動や何かあったと。職員に人事異動は付き物ですよ。それなんか理由にならんです。ちゃんと引き継ぎされるべきなんでね、人事異動があったから職員が見落とししたとか何とかというのは、そういうのはいいわけにならんですよ。

以上です。

○議長（須藤正人君） 答弁は。

○3番（柴田正高君） ありません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第73号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは議案第73号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず第1条 歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,519万8,000円とするものです。

今回の補正内容については、職員の人事異動関係で、職員の職員手当の一部を追加計上するものです。

それで、5ページをお願いします。

2 歳入4款繰越金1項1目繰越金1節の前年度繰越金26万5,000円ですけれども、これは補正財源として繰越金を充てるものです。

次のページをお願いします。

歳出 1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、補正額が26万5,000円です。それで3の職員手当等として一般職の時間外勤務手当を16万1,000円、それからこども手当として10万4,000円を補正するものです。

どうかよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第6号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) 別紙の発議第6号を説明申し上げます。

発議第6号

平成23年9月13日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

#### 決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由

平成22年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するため。

以上です。

○議長(須藤正人君) ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、決算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上13名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時17分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第18、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第19、議案第74号、平成22年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第75号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第76号、平成22年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第77号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第78号、平成22年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第79号、平成22年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第80号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第81号、平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第82号、平成22年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第83号、平成22年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第84号、平成22年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第85号、平成22年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議



ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、請願第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第32、請願第2号、米の先物取引試験上場の中止を求める請願を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、請願第2号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第33、陳情第3号、「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第3号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第34、陳情第4号、30人以下学級実現を求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第4号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第35、陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第5号は教育民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第36、陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第6号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第37、陳情第7号、学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第7号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第38、陳情第8号、工事入札参加資格制度見直しについての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第8号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。皆さんご苦労さまでございました。

---

午後 2時27分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須 藤 正 人

同 署名議員 9番 山 本 優 人

同 署名議員 10番 佐 藤 克 實

同 署名議員 11番 阿 部 栄 悦